

埼玉県報

第 3059 号 平成 30 年(2018 年) 11 月 30 日 金曜日

目 次

規則

○ クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則(保健医療政策課)

告示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会 福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の 変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福 祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福 祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福 祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福 祉課)
- マルチフォーマットカメラ等の購入に関する契約の相手方等の公示(商業・サービス産業支援課)
- 〇 農用地利用配分計画の認可(農業ビジネス支援課)
- 〇 農用地利用配分計画の縦覧(農業ビジネス支援課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 県道冑山熊谷線の区域の変更 (東松山県土整備事務所)

	十成 30 年 (2016 年) 11 月 30 日
0	一般国道 407 号の区域の変更(東松山県土整備事務所)
0	県道胄山熊谷線の区域の変更(熊谷県土整備事務所)
0	建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定(川越建築安全センター)
0	建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定(川越建築安全センター)
0	建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定の取消し(川越建築安全センター)
0	公告対象区域内における同一敷地内の建築物以外の建築物の認定(熊谷建築安全センタ
	—)
0	・ 埼玉県荒川左岸南部流域下水道三崎中継ポンプ場ほか 18 施設で使用する電気に関する
	入札公告(下水道事業課)
l	

規則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十三号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則 (昭和四十年埼玉県規則第五十号) \mathcal{O} 一部を次のよう

に改正する。

様式第五号の添付書類を次のように改める。

添付書類

の申請後に氏名又は本籍に変更があつた者については、 戸籍謄本、 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し 戸籍謄本又は戸籍抄本) (*7* リ 11 ング師試験

附則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県告示第千二百四十六号

第 五 を担当する機関として、 た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 十五条第一項の 第十四条第四項においてその例によるも 規定による医療支援給付 次の者を指定した。 のための医療を担当する機関又は施術 のとされた生活保護法第四 律 の促進並びに永住帰国 (平成六 年法律第三十 +九条及び

平成三十年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一指定医療機関

名 称	開設者名	所在地	指定年月日
花園医院	植松義和	一五南埼玉郡宮代町笠原一—八—	十一月一日平成三十年
科削形成外科・皮ふ	佐藤 雅秀	ル三階 八潮市大瀬一―四―三 Yビ	十月一日平成三十年
小関医院	小関 和士	八潮市中央一—二六—一三	十月一日平成三十年
ニック鴻巣サンビレッジクリ	山口 修二	鴻巣市本町三―五―二一	十月一日平成三十年
科いろは橋すずき眼	鈴 木 潤	志木市中宗岡五—一六—二	十月一日平成三十年
あすみクリニック	会聚法人昌実	所沢市東住吉二―四	十一月一日平成三十年
ニック	長谷川 真作	狭山市柏原一五一一——	十一月一日平成三十年

十月一日平成三十年	五 一F―B号春日部市梅田本町二―五―	ドーファルマ 株式会社アイ	トマト薬局
十月一日平成三十年	戸田市中町一―三三―八	四方田淳	よもだ歯科医院
六月一日平成三十年	白岡市千駄野一三四〇—三	医療法人富田	院 富田皮膚科医療法人 富田医
六月一日 平成三十年	三F 鶴ヶ島市藤金八四五―四	福田宏史	リニックヒロレディースク
十一月一日	蓮田市黒浜六七八	大野 忠明	クリニックはすだセントラル
十月一日平成三十年	北本市深井三—七五	博翔会医療法人社団	地本病院 桃泉園
十一月一日	ソレイユビル三階B号室桶川市 鴨川一―五―一四	弓削 悠理	ニックゆう上尾在宅クリ
十月一日平成三十年	秩父市熊木町六—二三	並木 滋土	眼科並木医院
五 月 一日 年	ットーモール三階	幸毅会医療法人社団	アイクリニック 幸毅会 ニットー

十 平 月 成 三 日 十	上尾市上一一六六—五	会社クオール株式	かみごう店
十月一日	上尾市柏座二—九—一六	会社・水株式	上尾店
十 平 成 三 十	三郷市中央一—一〇—一	会社クオール株式	薬局 三郷谷中店
十月一日	三郷市鷹野四―五一四―二	アー・シー・エー般社団法人	かまくら薬局
十月一日十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	三郷市鷹野四―四九一―二	健康サービス一般社団法人	たかの薬局
十一月一日	久喜市桜田二—六—一	薬品 会社セキ	東鷲宮店 ベスタ
十一月一日	久喜市桜田二—六—六	株式会社アイ	東鷲宮店
十月一日	春日部市大畑二三七	会社・水株式	武里店の来局
十 平 月 成 一 三 日 十	B 春日部市中央七—三—三—	会社・ル株式	春日部店クオール薬局

十月一日 平成三十年	入間市野田九三五——	株式会社メデ	お茶の花薬局
十一月一日平成三十年	狭山市柏原一五一二—五	N 株 式 A 会 X S U	かしわばら薬局
平成三十年	志木市中宗岡五—一六—一	株式会社ティ	いろは薬局
十月一日	三二 朝霞市朝志ヶ丘二—一三—	会社・ル株式	志木店の薬局
十月一日	クローバーハイツ一階草加市谷塚一―一六―一〇	会社・ル株式	草加店の薬局
十 月 一日 十	鴻巣市鎌塚五二〇―三	会社・ル株式	鎌塚店の水薬局
平成三十	鴻巣市鎌塚四—一—三	会社・ル株式	吹上店の薬局
平成三十	上尾市上尾村五三九—九	会社・ル株式	上尾東店
十 月 一 日 年	六上尾市西宮下四—三四二—	会社・ル株式	西宮下店 楽局

十	二号室 ―八リュバンドールⅡ一〇富士見市西みずほ台一―四	新法人あおい特定非営利活	訪問看護ステーシ
十月一日	白岡市千駄野一三四〇—五	会社・水株式	白岡店
十月一日 日年	坂戸市本町三―二六	株式会社ヨコ	コウヤマ薬局
十月一日 日年	一 の	会社・ル株式	鶴ヶ島店
平成三十年	幸手市南三—一六—一五	会社の株式	タオール薬局
平成三十年	幸手市南二—二—一六	会社の株式	幸手南店 楽局
平成三十年	幸手市幸手二〇六〇—五	会社の株式	タオール薬局
十一月一日	蓮田市黒浜六七八	会社 会社	店 とくら薬局 黒浜
十 月 一 日 年	蓮田市東六―三―五	会社・ル株式	蓮田店の薬局

子 八木原 智	渡邊健士	髙橋くわ	田中真史	三膳 泰和	鈴 木 徹	堀内 圭司	氏名
							住 所
株式会社ケアプ	院所沢東店	院鴻巣店	d 整 j 体 o 工 b 房 H a	新所沢 サンライ	ひまわり整骨院	ケイシー接骨院	名称
―三二四―一松本ビル四Fさいたま市大宮区桜木町二	所沢市弥生町一七八一―七	鴻巣市前砂二四八—四	フォレストリア和光四〇四和光市白子三―三九―二二	パ―ルハイツ一〇二 所沢市泉町一八五五―一四	朝霞市溝沼一—二—二三	一―一 比企郡ときがわ町田黒二三	施術所所在地
十一月一日年	十一月一日 年	平成三十年	九月一日年年	十月十八日 平成三十年	十月一日 日年	日 十 月 二十 九	指定年月日

埼玉県告示第千二百四十七号

定による指定医療機関又は指定施術機関から、 お 特定配偶者の自立の支援に関する法律 並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 1 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 てその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五 (平成六年法律第三十号) 次のとおり変更の 第十 届出があった。 十五条第一項の規 国残留邦人等及び 四条第四項に

平成三十年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一指定医療機関

	蓮田市東五―三九五〇	所在 地	運田駅前店 さくら薬局
上薬 共創未来 本庄薬局	月 ファーマみらい本庄薬	名称	薬局 共創未来 本庄
米局 BFC株式会社	有限会社ふれあい薬局	開設者名	飯能店
栗局 ふれあい薬局 飯能店	有限会社ふれあい薬局	名称	ふれあい薬局
有限会社とらや	有限会社とらや薬局	開設者名	や薬局 とら
世イムス 南栗橋薬局	「JUSTドラッグ南栗	名称	橋薬局をイムスの南栗
ともえ歯科クリニック	巴歯科医院	名称	ニックともえ歯科クリ
変更後	変 更 前	変更事項	名 称

尾 野 彰	齋藤 孝幸	ア オ 原 智 子		鈴木 裕一郎	E 注 花	宫 翠 安 右	矢野 啓介	長田耕生	氏 名
施 術 所	施 術 所	旅 徘 戸	ī Ī	施 術 所	方 行	包 行 斤	施 術 所	施 術 所	変更
所 在 地 称	名称	所 在 地	名 称	所 在 地	所 在 地	名称	所 在 地	所 在 地	変更事項
尾野指圧治療所 三郷市彦野一—三	斎藤接骨院	上尾市上一〇四三	晴温堂はり灸指圧	○ 一○ 一一二二—一三—一一三—一	一八六九—一	たか接骨院梅郷院	五榎町ビル一階所沢市榎町一一―	五榎町ビル一階 所沢市榎町一一―	変更前
訪問マッサージ純誠会ラポール鍼灸指圧一七―一六	さいとう接骨院	一松本ビル四F オ町二―三二四―	大宮営業所株式会社ケアプラス	二一二八一一〇五	四—一九 三郷市上口——五	かみぐち接骨院	六	六	変 更 後

埼玉県告示第千二百四十八号

届出があった。 とされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、 に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるもの 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の 次のとおり廃止の

平成三十年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

けやき歯科医院 大成ビル	ック 一四 一四 一四 一四	巣 がジクリニック鴻 高巣市本 医療法人社団	小関医院 八潮市中医療法人 素心会	桃里会 花園医院 一五医療法人社団 南埼玉郡	富田皮膚科・眼科 白岡市千	名 称
大成ビルセブンニF所沢市和ケ原一―一六三―三	一四 入間郡越生町越生東三———	鴻巣市本町三―五―二一	八潮市中央一—二六—一三	一五南埼玉郡宮代町笠原一—八—	白岡市千駄野一三四〇	所在地
平成三十年四月三十日	日平成二十九年三月三十一	平成三十年九月三十日	平成三十年九月三十日	平成三十年九月三十日	平成三十年五月三十一日	廃止年月日

平成三十年九月三十日	三郷市中央一—一〇—一	薬局 三郷谷中店
平成三十年九月三十日	三郷市鷹野四―五一四―二	かまくら薬局
平成三十年九月三十日	三郷市鷹野四―四九一―二	たかの薬局
平成三十年九月三十日	春日部市中央七—三—三—B	春日部店
平成三十年九月三十日	春日部市大畑二三七	武里店
平成三十年九月三十日	五 白岡市千駄野加美一三四〇—	白岡店
平成三十年十月一日	北本市深井五一六六	博翔会 桃泉園
平成三十年九月三十日	秩父市熊木町六—二三	眼科並木医院
平成三十年四月三十日	ーモール三階 熊谷市銀座二―二四五ニット	ニットーアイクリ
平成三十年十月十四日	所沢市緑町三—一四—三	新所沢公園前クリ

五 平成三十年九月三十日	一FB 春日部市梅田本町二―五―五	薬局 トマト
平成三十年十月一日	所沢市くすのき台三―一八	みどり薬局 所沢
平成三十年九月三十日	二 朝霞市朝志ケ丘二―一三―三	志木店のオール薬局
平成三十年九月三十日	クローバーハイツー階 草加市谷塚一―一六―一	草加店の水平局
平成三十年九月三十日	鴻巣市鎌塚五二〇―三	鎌塚店の水薬局
平成三十年九月三十日	鴻巣市鎌塚四―一―三	吹上店のオール薬局
平成三十年九月三十日	上尾市上尾村五三九—九	上尾東店
平成三十年九月三十日	上尾市柏座二—九—一六	上尾店のオール薬局
平成三十年九月三十日	上尾市上一一六六—五	かみごう店
-六 平成三十年九月三十日	上尾市西宮下四―三四二―	西宮下店 水薬局

平成三十年九月二十日	深谷市東方町二—一五—一一	彩生薬局 東方店
平成三十年九月三十日	羽生市南五—三九九六—一	羽生中央店
平成三十年九月三十日	羽生市藤井上組八七四―三	羽生東店
平成三十年九月三十日	熊谷市中西四—六—五	熊谷店ル薬局
平成三十年十月一日	入間市野田九三五—一	お茶の花薬局
平成三十年九月三十日	入間市宮寺五七〇―六	宮寺店の薬局
平成三十年九月三十日	入間市大字黒須一三七一—八	入間店
平成三十年七月三十一日	飯能市美杉台三—二五—六	みすぎ薬局
甲成二十八年五月三十一	所沢市下富一二六七—五	ととき薬局
平成二十七年六月一日	ハナミズキプラザ三〇二所沢市小手指町一―二六―一	まごころ薬局

埼玉県告示第千二百四十九号

届出があった。 とされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、 に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるもの 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の 次のとおり辞退の

平成三十年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

さやま富士見薬局	名称
狭山市富士見二—二二—三二	所在地
平成三十年十一月十日	辞退年月日

埼玉県告示第千二百五十号

次 条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、 第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律 る介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 の者を指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定によ

平成三十年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

日	入所生活介護 介護予防短期	会	— 札 育 三	フェリス 八 番 八 番 り ス 八 幡
平 成 三 十 年 九	介護 短期入所生活	会 福 祉		ド 川 ト 月 ス
一日 日 三十年 十月	設 護 老 人 福 祉 施 施	草加福祉会	三三	フェリスト 老人ホーム で おりる で で で で り の で り る で り る で り る で り る で り る き き き き き き き き き き き き き き き き き き
日	療養管理指導 介護予防居宅	日 日 毎 5	一原田	ツ
平成三十年三月	指導器管理	日 中 女 史	マスティス まんしょう マスティス マイス マイス マイス マイス マイス マイス マイス マイス マイス マイ	たなか歯科クリ
— 日	ションリハビリテー	会	_	
	ラーション 単の リカビリ	医療法人啓仁	市 北	療行法
指定年月	サービスの種類	開設者名	所 在 地	名称

ンジュッテ 事業所 グラ 居宅介護支援 野一九—五 深谷市南阿賀 ジュッテ 居宅介護支援 一日 平成三十年十月

埼玉県告示第千二百五十一号

という。 自立 の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項 条の二第一項の規定による指定介護機関 留 0) 邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項及び中国 とおり変更の届出があった。 の支援に関する法律 \smile 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四 (平成六年法律第三十号。以下 (同条第二項及び中国残留邦人等支援法第 した中国残留邦人等及び特定配偶者の 「中国残留邦人等支援法」 残

平成三十年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

訪問
館千曙都 三住町足 階曙四立 共 区
館千曙都 三住町足 階曙四立 共 区
変更後

埼玉県告示第千二百五十二号

とい 自立 次 の規定により同条第一項 条の二第一項の規定による指定介護機関 留 四条第四項に 邦 \mathcal{O} 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一 · う。 とおり廃止 の支援に関する法律 人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 \smile 第十四条第四 の届出が おいてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項 あっ の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四 (平成六年法律第三十号。 た。 (同条第二項及び中国残留邦 した中国残留邦人等及び特定配 以下 「中国残留邦 項及び 人等支援法第 人等支援法」 中国 偶 者

 \mathcal{O}

残

平成三十年十一月三十日

埼玉県知 事 上 田 清 司

立ケアプラン事業所 八―八本庄市児玉郡医師会 本庄市小品	かかさ	サービスセンタ	い倶楽部 ―二六―三デイサービスふれあ 三郷市早稲田三	店 上 九	オール薬局 秩父 秩父市		療法人 後谷診療	
小島六— 居宅介護支援	介護予防通所介護	狭一— 通所介護	三通所介護	理指導	東町二七 居宅療養管理指導	リテーション介護予防訪問リハビ	後谷七 ヨン 訪問リハビリテーシ	
平成三十年十月	三十,日	平成三十年九月	月一日 平成二十二年五	三十日	平成三十年九月	月三十日	平成三十年十一	

埼玉県告示第千二百五十三号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

平成三十年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量 マルチフォーマットカメラ等の購入 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい たま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年10月12日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 ソニービジネスソリューション株式会社 東京都港区港南1丁目7番1号
- 5 契約金額 50,544,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

埼玉県告示第千二百五十四号

次のとおり公告する。 一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第

平成三十年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 司

農用地利用配分計画の概要

八二回	六番一字火打沼三千五十字火打沼三千五十	埼玉県加須市	赤 荻 甚 平
五、七三〇	番地一ほか七筆字火打沼二千百十時玉県加須市飯積	埼玉県加須市	赤 荻 國 夫
九、四〇七	十七番一ほか九筆上田野字糀屋千四特玉県秩父市荒川	埼玉県秩父市	ちぶあらかわ
二、用二〇	二番二番九百九十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	埼玉県秩父市	田営農 出合法人大
国、三八回	四番ほか四筆字五反田四百四十	埼玉県秩父市	櫻井路造
小川〇,1	十七番一ほか一筆字磯端二千三百二	埼玉県秩父市	石橋総一郎
二、七六四	十七番ほか一筆田字新田裏三百七版玉県熊谷市上新	埼玉県熊谷市	山崎秀良
メートル)面積(平方	所 在 地	住所	氏名又は名称
受ける土地	賃借権の設定等を受ける土地	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設立
	4		

七、〇一二	番ほか五筆字宮前二百四十一	埼玉県加須市	正一	石 井
七九〇	番客前三百七十四	埼玉県加須市	きゑ子	石 井
一、二〇六	一 字芝原千六十八番 埼玉県加須市北辻	埼玉県加須市	勇 夫	石 井
一、〇九六	字三軒千八百番埼玉県加須市飯積	埼玉県加須市	_	飯塚
一一、〇四九	三十七番ほか十筆字火打沼二千九百	埼玉県加須市	裕之	新井
二、七〇二	番 字三軒二千四十九 埼玉県加須市飯積	埼玉県加須市	敬士	綾 部
二、一九七	一筆字善僧九十番ほか	埼玉県加須市	秀雄	天 野
五〇二	字善僧七十三番	埼玉県加須市	善作	天 野
二、四九七	番ほか二筆字三軒二千六十二	埼玉県加須市	實	秋 間
一、九〇七	番一ほか三筆字火打沼二千百四埼玉県加須市飯積	埼玉県加須市	義一	赤荻
一、 八 三	八十九番ほか一筆字火打沼二千九百年玉県加須市麦倉	埼玉県加須市	浩	赤 荻

五千二百八 二千二百八 八
7一筆 7 世界 田原
字善僧百十四番埼玉県加須市北辻
-九番一-九番一五百五
電一ほか三筆子三軒千八百九十五年が一番で
1前二百四十五
十三筆 字善僧八十番ほか 埼玉県加須市北辻
か七筆一軒二千五十五十五十五
五年の五年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の
七筆
か二十五筆字善僧七十一番ほ埼玉県加須市北辻

	-	1	
二、九七九	番ほか三筆字宮前三百六十八	埼玉県加須市	岡安良夫
六一、五八八	か五十二筆字善僧八十二番ほうま県加須市北辻	埼玉県加須市	岡村敏夫
二、三四九	字善僧八十七番埼玉県加須市北辻	埼玉県加須市	大熊 勇三
六、八八二	か六筆字宮前三百七番ほか二集加須市北辻	埼玉県加須市	大熊武
一八、九七一	か十二筆字宮前三百一番ほっちまります。	埼玉県加須市	大熊孝治
一三、四四八	番一ほか十二筆字前谷八百三十五	埼玉県加須市	大熊賢一
回、一元〇	番足三千九百七十三	埼玉県加須市	遠藤行基
よい0、11	六十八番 字火打沼二千九百字火打沼二千九百	埼玉県加須市	江川 博久
五〇六	十九番一ほか一筆字曽根三千二百八埼玉県加須市麦倉	埼玉県加須市	牛久保 正平
一、九九六	十七番ほか三筆字曽根三千四百三埼玉県加須市麦倉	埼玉県加須市	潮高嗣
四三八	二番一字三軒千九百八十	埼玉県加須市	潮秋次

五、〇	二筆字善僧百三番ほか	埼玉県加須市	加藤喜良
三、二二九	四十二番ほか一筆字南埋田三千五百	埼玉県加須市	柿沼幸雄
六、五一四	十四番ほか四筆字曽根三千三百三	埼玉県加須市	柿 沼 光 子
一七、一六五	番ほか十二筆字三軒二千三十三	埼玉県加須市	柿沼勝己
六、三七三	一番ほか三筆字三軒千九百四十埼玉県加須市飯積	埼玉県加須市	柿沼房男
五、七〇二	六番ほか三筆字三軒千八百八十	埼玉県加須市	柿沼清治
四、五七六	十八番ほか二筆字曽根三千三百八寄玉県加須市麦倉	埼玉県加須市	柿 沼 和 弥
九八六	七番一字中大道下千六十	埼玉県加須市	小野原 新吉
一〇、八七二	番一ほか八筆字曽根三千百十六	埼玉県加須市	荻原 儀文
三、五三四	四番ほか三筆字火打沼三千六十	埼玉県加須市	荻 原 清
三、五三九	四番一ほか一筆字曽根三千百二十	埼玉県加須市	荻 原 明 人

二、 八 一	番ほか一筆字宮前二百三十二	埼玉県加須市	栗田正義
五、〇九二	字火打沼二千九百字火打沼二千九百	埼玉県加須市	木村茂
四、二八六	ほか三筆千五百八十五番一埼玉県加須市馬内	埼玉県加須市	木村茂賀
一、八六八	番ほか一筆字宮前二百九十四寄玉県加須市北辻	埼玉県加須市	菊池 正則
一、 一 五 一	五番字三軒千九百五十埼玉県加須市飯積	埼玉県加須市	亀田 美知雄
一、九二八	番ほか一筆字芝原千百四十七字玉県加須市北辻	埼玉県加須市	株式会社誠農社
八、四七六	二番ほか九筆字三軒千八百二十埼玉県加須市飯積	埼玉県加須市	株式会社おぐら
二五、〇八六	筆四番一ほか二十六字三軒千九百八十字三軒千九百八十	埼玉県加須市	株式会社おおや
一、四七一	十四番ほか一筆字曽根三千二百七字 根三千二百七	町茨城県猿島郡五霞	オノベーション 株式会社 A P C
二、〇九一	ほか二筆字三軒千九百五番埼玉県加須市飯積	埼玉県加須市	金子 光夫
一、 五 一 一	六十二番 字火打沼二千九百 埼玉県加須市麦倉	埼玉県加須市	金 子 清 勝

二、三一九	番ほか二筆字三軒二千二十九	埼玉県加須市	勝夫	柴田
一、五〇四	一番ほか一筆字三軒千九百五十埼玉県加須市飯積	埼玉県加須市	忠一	佐 藤
11、〇长三	番客前三百四十四字宫前三百四十四	埼玉県加須市	悦 子	佐藤
五 九 九	十九番字火打沼二千九百字火打沼二千九百	埼玉県加須市	実	齋藤
一、七七二	十八番ほか二筆字火打沼二千九百	埼玉県加須市	文 子	斉藤
一、二九七	五番一ほか二筆字野新田九百四十埼玉県加須市細間	埼玉県加須市	栄	齊藤
九 一七	番客艺原千百八十一字艺原千百八十一	埼玉県加須市	明 男	小 用
七、三七六	番ほか七筆字宮前二百三十一	埼玉県加須市	靜男	小 森
六九八	字宮前三百三十番	埼玉県加須市	文雄	小 林
九、四八三	番一ほか七筆字曽根三千八十三	埼玉県加須市	博	小 林
一 六、 三 四 四	か八筆字善僧九十六番ほ	埼玉県久喜市	明	高塚

四 五 八	十五番 字曾根三千二百七 字曹根三千二百七	埼玉県加須市	美根子	瀬島
一八、三八五	番一ほか十三筆字土部二千八百八百八十二十八百八十二十十二十八百八十十二十十十二十十二十二十二十二十二十二	埼玉県加須市	正典	瀬島
二七、四二三	番ほか二十筆字三軒二千五十二	埼玉県加須市	敏明	瀬島
一一、七七三	ほか五筆字三軒千九百八番埼玉県加須市飯積	埼玉県加須市	勝男	瀬島
九 一 七	番客前三百四十六	埼玉県加須市	憲一	杉尾
三、七三八	番ほか四筆字三軒二千三十二	埼玉県加須市	良徳	菅 沼
一一、八六二	八十番ほか十二筆字火打沼二千九百	埼玉県加須市	稔	菅 沼
一九、二三八	番ほか十六筆字三軒二千六十一字三軒二千六十一	埼玉県加須市	昭夫	菅沼
一 、 四 五 九	番ほか一筆字宮前三百四十九	埼玉県加須市	武	正能
六、〇五九	八番一ほか四筆字三軒千九百二十埼玉県加須市飯積	埼玉県加須市	房巳	下山
九、二七七	七十二番ほか六筆字火打沼二千九百	埼玉県加須市	親一	清水

11, 000	か一筆・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	埼玉県加須市	長濱 英男
一、九〇九	一筆千三百十六番ほか埼玉県加須市馬内	埼玉県加須市	長濱 秀雄
五、一七〇	九番ほか三筆字三軒千九百六十埼玉県加須市飯積	埼玉県加須市	中野満壽男
八三七	五十九番字火打沼二千九百	埼玉県加須市	中 野 登
五六一	番 字芝原千百八十八 埼玉県加須市北辻	埼玉県加須市	永島 悦子
五七、二七〇	番ほか六十筆字宮前三百二十八	埼玉県加須市	鳥海利男
一、一〇九	番 学 原 千 百 八 十 四 特 玉 県 加 須 市 北 辻	埼玉県加須市	土屋安雄
六、六七五	か二筆字善僧九十二番ほう事人	埼玉県加須市	土屋光男
九、八四七	三番一ほか七筆字三軒千八百二十埼玉県加須市飯積	埼玉県加須市	谷津 惠美子
九、三 三 三	四番ほか九筆字三軒千八百八十字正軒千八百八十	埼玉県加須市	田苗見 道子
一、 四 四 七	番二ほか一筆字三軒二千六十四時玉県加須市飯積	埼玉県加須市	選博

一 一 九 九 二	番一ほか九筆字三軒二千四十八	埼玉県加須市	藤井利男
六、四八二	か二筆と四千三十二番は	埼玉県加須市	福田則雄
五、八五〇	三筆一一年番ほかっちまります。	埼玉県加須市	長谷島 正男
一、九二六	か一筆字善僧九十八番ほ	埼玉県加須市	長谷嶋 茂雄
二、七九八	五十三番ほか一筆字火打沼二千九百	埼玉県加須市	萩原勝男
四、五〇七	ほか四筆 字芝原千三十六番 小田第市北辻	埼玉県久喜市	野口浩
二、四三五	番字宮前三百四十五	埼玉県加須市	野川清詞
七、六三〇	番ほか六筆字宮前二百八十六	埼玉県加須市	根岸雪雄
三、〇九四	番ほか二筆字宮前二百九十一	埼玉県加須市	根岸正美
四 〇 四 九	番ほか四筆字芝原千百四十三	埼玉県加須市	根岸精一
九 五 〇	千六百七十二番一 埼玉 県加 須市 馬内	埼玉県加須市	並 木 弘

五、一	筆町入浅見字南田六町入浅見字南田六	埼玉県本庄市	木村保保
	斯児玉字北田二千 町児玉字北田二千	埼玉県本庄市	伊藤友吉
=,	ほか五筆 字善僧百十五番三 お玉県加須市北辻	埼玉県久喜市	渡辺 侑三
=;	番ほか二筆寄玉県加須市北辻	埼玉県加須市	吉川幸雄
1:1	か三筆 お玉県加須市馬内	埼玉県加須市	限会社小山農
三、	番。是三千八百八十二	埼玉県加須市	谷部 重雄
六八、	筆三番一ほか五十四字三軒千七百六十四歳	埼玉県加須市	森戸 政己
	方 方 方 大 行 沼 二 千 八 百 二 千 八 百	埼玉県加須市	松本光儀
	番ほか一筆字芝原千百四十五	埼玉県加須市	松橋 敏夫
八、	八番三ほか六筆字火打沼二千百十字上別の	埼玉県加須市	真渋清
	番ほか一筆字宮前三百四十三	埼玉県加須市	堀越 アイ子

六 九 一	二 字北根五百十一番 埼玉県鴻巣市北根	埼玉県鴻巣市	上 友 男	相 上
九、七五三	筆百七十一番ほか五町児玉字南田千九	埼玉県本庄市	部 延 一	宮部
三〇、二五五	六筆 可児玉字南田千九 がま県本庄市児玉	埼玉県本庄市	部勝利	宫 部
二、四八二	八十三番ほか一筆町児玉字北田二千	埼玉県本庄市	部 和 子	宮 部
七五、一七六	市入浅見字南田六 百十三番一ほか四 下入浅見字南田六	埼玉県本庄市	会社の農産株	式ひ
11, 11	二筆 四百二十七番ほか 四百二十七番ほか	埼玉県本庄市	枝 利 章	野 枝
11111, 11011	六筆 町児玉字南田千九 町児玉字南田千九	埼玉県本庄市	尾勇三郎	永 尾
四、七三一	筆 町児玉字南田千九 西四十九番ほか二	埼玉県本庄市	島房男	田島
三、八八四	筆町児玉字南田千九番ほか一	埼玉県本庄市	博	田島
三、九七八	筆	埼玉県本庄市	政 恒 雄	武
五、 九 四 八	四十三番ほか二筆町蛭川字金鑚林千	埼玉県本庄市	裕	坂 爪

11E	か三年	埼玉県鴻巣市	株式会社壽農園
—————	一 敷 巣 市 財 巣 町 郷 川	埼玉県北本市	金子哲也
一。	まか一筆 字水押六十九番一 字水押六十九番一	埼玉県鴻巣市	金子啓子
<u>т</u> ш	七百十番ほか一筆字本田五ノ割二千	埼玉県鴻巣市	小川正明
九四、	九筆三十六番ほか九十三百年の第三県鴻巣市屈巣	埼玉県鴻巣市	岡﨑誠
一	四筆 お玉県鴻巣市屈巣	埼玉県鴻巣市	岡﨑恵一
一二、	一ほか一筆字北根二百十四番埼玉県鴻巣市北根	埼玉県鴻巣市	内田 浩幸
一	一ほか十一筆字中斉千七十五番	埼玉県鴻巣市	岩崎新一
一、	三番一ほか一筆寺字埜千二百六十	埼玉県鴻巣市	新 井 勉
二八、、	番一ほか三十筆字北根二百九十六	埼玉県鴻巣市	会社と農研株式
五八、、	番二ほか八十三筆字下千二百七十八埼玉県鴻巣市赤城	埼玉県久喜市	株式会社アグリーン

二一、三六三	番ほか三十筆寺字宿浦五百十六	埼玉県鴻巣市	島田豊
九	二番一ほか十筆寺字大柳七百三十	埼玉県鴻巣市	島 田 一 男
	一番一ほか二筆字上手千六百五十	埼玉県鴻巣市	齋 藤 健 一
七、	三ほか八筆字北根二百十二番	埼玉県鴻巣市	小谷野 孝夫
-0,	五番ほか七筆字壱耕地四百九十	埼玉県鴻巣市	小 林 洋 一
	番	埼玉県鴻巣市	栗原弘喜
	番一ほか二筆字北根四百三十六	埼玉県鴻巣市	倉川孝一
t,	六十八番ほか七筆字小宮浦二千四百埼玉県鴻巣市郷地	埼玉県鴻巣市	木村哲男
	番一字下千二百七十八	埼玉県鴻巣市	木暮剛
五、	一ほか七筆字北根四百二十番埼玉県鴻巣市北根	埼玉県鴻巣市	木暮務
五、	番一ほか五筆字前谷四百三十七字前谷四百三十七	埼玉県鴻巣市	加村政寿

四、八六八	七百六番ほか四筆字本田五ノ割二千	埼玉県鴻巣市	成塚光男
一九八	香二十七百五字內谷三千七百五	埼玉県鴻巣市	中谷行夫
11, 0111	番ほか一筆字北根三百八十九	埼玉県鴻巣市	冨永 景一
二、四三二	二番一ほか二筆字中谷二千百五十寄玉県鴻巣市郷地	埼玉県鴻巣市	戸ケ﨑森
五、九一八	ほか七筆字本戸六百十二番	埼玉県鴻巣市	戸ケ崎 長松
三三五	九番二寺字大柳八百三十寺玉県鴻巣市安養	埼玉県鴻巣市	常見豊
一九、九四八	筆 等字宿浦四百七十 三番一ほか三十四 ではか三十四	埼玉県鴻巣市	田中又吉
六五三	十六番字本田三ノ割二千時玉県鴻巣市糠田	埼玉県鴻巣市	田島清
二四、六二九	筆 キュー キュー キュー キュー キュー キュー キュー キュー カー	埼玉県鴻巣市	瀧澤則雄
三六、五三八	ほか四十四筆字下千三百八番一字正手三百八番一	埼玉県鴻巣市	鈴木 三郎
, O O	番字北根五百二十五字北根五百二十五	埼玉県鴻巣市	清水実

四 九 五	十六番字小宮二千三百四字小宮二千三百四	埼玉県鴻巣市	宮永始
四 九 五	十三番字小宮二千三百三字小宮二千三百三	埼玉県鴻巣市	宮永富雄
一、七〇二	一番地一ほか二筆寺字宿浦六百五十埼玉県鴻巣市安養	埼玉県鴻巣市	宮澤
	番一ほか四筆字中島七千二百七字中島七千二百七	埼玉県鴻巣市	三ツ木 宏之
五七五	百九十三番字本田三ノ割二千場玉県鴻巣市糠田	埼玉県鴻巣市	三角進
一、九八六	番ほか三筆字北根三百七十九埼玉県鴻巣市北根	埼玉県鴻巣市	程塚富久
二、二九九	ほか二筆字北根八百十番二特玉県鴻巣市北根	埼玉県鴻巣市	細野正夫
上四〇、三	十三番一ほか三筆字前新田千二百六埼玉県鴻巣市笠原	埼玉県鴻巣市	肥留川浩
一、七六二	八番ほか二筆寺字大柳七百七十時玉県鴻巣市安養	埼玉県鴻巣市	原口誠一
一、八七〇	ほか一筆字水押八十九番一字水押八十九番一	埼玉県久喜市	萩原 米三
三四、八一九	番一ほか三十六筆字西谷八百五十八寄玉県鴻巣市下忍	埼玉県鴻巣市	野 本 雅 一

一、六二二	一ほか三筆	町、場秩父郡長瀞	稔	髙 田
一五、	ほか二十一筆平方字前四十番一番上尾市大字	埼玉県上尾市	おアグリサース	あ農ビげ事
	一番平方字道下百九十平方字道下百九十	埼玉県上尾市	稳 夫	永島
四、	か四筆が四番ーほった。	埼玉県上尾市	佳 之	島田
=;	十四番ほか二筆平方字道下二百五平方字道下二百五	埼玉県さいたま市	昌之	島田
五、	か七筆 二百五十六番一ほ 西貝塚字堤外耕地 西貝塚字堤が耕地	埼玉県桶川市	博	坂 巻
	中方字前八十六番 平方字前八十六番	埼玉県上尾市	雄一	今 川
	中方字前五十五番 平方字前五十五番	埼玉県上尾市	正 弘	石 倉
六、	番一ほか八筆 平方字前百四十七	埼玉県上尾市	は つ 子	新 井
	か一筆 「本田五ノ割二千字本田五ノ割二千	埼玉県鴻巣市	今 朝 男	山 本
一六、	番ほか二十筆縄字下耕地五十五	埼玉県鴻巣市	健士	村 田

平成三十年十一月二十六日

認可年月日

藤 沼	市 川	青 木
正 雄	晴一	邦 夫
戸町 場飾郡杉	戸町 埼玉県北 葛 飾郡杉	戸町 埼玉県北 葛 飾郡杉
前三百七十一番三戸町大字鷲巣字寺埼玉県北葛飾郡杉	ほか一筆 畑二百六十九番一 戸町大字鷲巣字矢 埼玉県北 葛 飾郡杉	口四十番ほか六筆戸町大字鷲巣字堀埼玉県北葛飾郡杉
四四六	0라။ 개	五、六二七

埼玉県告示第千二百五十五号

たので、 り縦覧に供する。 一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の 農地中間管理事業の推進に関する法律 同条第三項の規定により公告し、 (平成二十五年法律第百一号) 及び当該農用地利用配 認可の 分計画を次のとお 申請が 第十八条第 あっ

ま なお、 でに埼玉県知事に意見書を提出することができる。 当該農用地利用配分計 画 に 関 し利 害関係を有する者は、 縦覧期間満 \mathcal{O} 日

平成三十年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 農用地利用配分計画の概要

小 野 田	江川	白倉	今成	今成	石 川 忍	氏名又	賃
義久	芳夫	裕一	正 芳	宣 男	心	は名称	賃借権の設定
埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加	埼玉県加須市	埼玉 県加	住	設定等を受ける者
市	市	市	加須市	市	須市	所	る者
一ほか一筆字新堀外八百五番埼玉県加須市道目	十四番一字十三番千四百五埼玉県加須市戸室	番一ほか二筆字鍵谷七百七十二	筆 キュー まか十五 キュー はか 十五番 一ほか 十五 番ーほか 十五 増玉 押加 須市 道目	ほか一筆字野新田千七番一埼玉県加須市細間	番ほか十一筆	所 在 地	賃借権の設定等を
二、 九 一 七	一、〇七八	三、八八九	一二、二九二	八九六	四六、九三三	メートル)面積(平方	設定等を受ける土地

六、三六一	三番二ほか七筆字上大道下九百十	埼玉県加須市	鈴木幸雄
七、三二四	番一ほか六筆字新堀外八百十三	埼玉県上尾市	篠﨑栄次
九六二	一番一ほか一筆字野新田九百五十	埼玉県加須市	齊藤栄
八、〇八〇	十九番一ほか八筆字上大道上八百三	埼玉県加須市	小出宮子
五、三一九	十九番一ほか六筆字上大道下八百五	埼玉県加須市	栗原
九 五 二	三番一 字平野道上千百十字平野道上千百十	埼玉県加須市	栗原淳
二七、八七四	か十六筆字前川二百十番ほ	埼玉県加須市	唐澤光司
六一四	一番一 下大道上千百八十 下大道上千百八十	埼玉県加須市	株式会社かぞ農
五、二七八	三番ほか一筆柳字山王千百三十	埼玉県加須市	角田守良
三、七九七	十一番一ほか二筆字上大道下九百四時玉県加須市道目	埼玉県加須市	小野原 正雄
二七、三六三	筆	埼玉県加須市	小野原 新吉

九 九 八	二十一番一字神明腰二千二百字神明腰二千二百	埼玉県入間市	岩田茂
一、一二八	三十八番字神明腰二千二百字神明腰二千二百	埼玉県入間市	伊勢年子
六、六八一	か十三筆 七百四十八番一ほ 牧字下原新田三千 埼玉県春日部市内	埼玉県春日部市	折原神浩
一、五三一	番一等七番六百六十五字七番六百六十五	埼玉県加須市	若山幸夫
三、七三六	八番一ほか二筆字野新田九百三十埼玉県加須市細間	埼玉県加須市	山下達男
八九〇	番一字上大道下九百四字上大道下九百四	埼玉県加須市	柳田浩
九 二 一	番一ほか一筆字野新田千二十七字明新田千二十七	埼玉県加須市	宮 田 弘 樹
九 六 五	番一字元屋敷千六百五字元屋敷千六百五	埼玉県加須市	長嶋祥江
九 九 六	か一筆字野新田千五番ほ埼玉県加須市細間	埼玉県加須市	内藤武
一、七七四	番ほか一筆字十番九百六十七字十番九百六十七	埼玉県加須市	戸田昭夫
三、 四 〇 八	七番一ほか一筆足字中島二百二十埼玉県加須市下種	埼玉県加須市	基祀夫

一六一	字寺地二十八番二寄玉県久喜市島川	埼玉県久喜市	田 弘 子	池
1 , 1111111	ほか一筆字寺地五十二番一等玉県久喜市島川	埼玉県久喜市	н —	池 田
二、八〇三	一ほか二筆字新田百九十九番	埼玉県久喜市	开 慶 和	新 井
四、门川门	か五筆 字新田百十二番ほ 寄玉県久喜市高柳	茨城県古河市	并 秀 夫	新井
二、八三四	三ほか五筆字新田二百十二番	埼玉県久喜市	并 哲 夫	新井
九 〇 五	番ほか一筆字新田二百三十二	埼玉県久喜市	并 孝 士	新井
1111、七三〇	ほか十筆字陣屋百七十二番埼玉県久喜市佐間	埼玉県久喜市	勝雄	新井
一一、〇五四	七番ほか七筆代字前田二百九十	埼玉県久喜市	栄	青木
六六、五七三	九番二ほか三十筆代字堀向三百七十	埼玉県久喜市	下 買二	青木
八七、六八九	十九筆 上谷ケ貫字外野二 百十六番一ほか七 大子	埼玉県入間市	- 一ム株式会社	ア首
一 八、 三 四	十三番ほか九筆新久字霞川四百九埼玉県入間市大字	埼玉県入間市	宏平	小島

三、九五四	一番一ほか二筆代字前田三百四十	埼玉県久喜市	木 村 実
二、二七	字小草原八百三番埼玉県久喜市高柳	埼玉県久喜市	神 田 勇
八四六	番字小草原三百四十	埼玉県久喜市	川島照男
五、三一九	八番一ほか二筆字小草原三百二十	埼玉県久喜市	第 邦 一
一七、五八六	番ほか五筆字島畑二百五十二	埼玉県久喜市	大鹿 良夫
二八五	字寺地四番字寺地四番	埼玉県久喜市	遠 藤 一 夫
五、四八五	番ほか二筆番ほか二筆	埼玉県久喜市	入江 仁三郎
10,100	番一ほか四筆代字前田三百十二	埼玉県久喜市	入 江 旭
一一、二二五	九番一ほか五筆字前田千五百五十	埼玉県久喜市	稲葉 信行
1, 11011	番野田三百三十一	埼玉県久喜市	石山英雄
三八四	字新田百九十八番 寄玉県久喜市高柳	埼玉県久喜市	石川 嘉一郎

コーほか一筆 が草原三百二十 で見入喜市佐間
前田二百九十
一 新田三百五十二 玉県久喜市高柳
か三筆字寺地九十四番ほ埼玉県久喜市島川
新田三百二十九玉県久喜市高柳
四番一ほか二筆字前田千五百八十埼玉県久喜市佐間
ほか一筆新田三百三十三玉県久喜市高柳
新田三百五十四玉県久喜市高柳
新田三百三十六玉県久喜市高柳
五番ほか十七筆字小草原三百二十埼玉県久喜市佐間
三番ほか一筆字小草原三百三十埼玉県久喜市佐間

二二、四六六	六番ほか六筆 代字堀向三百九十	埼玉県久喜市	山野井秀雄
	八番 字前田千五百七十	埼玉県久喜市	中
	字中道百六十七番 寄玉 県久 喜市 島川	埼玉県久喜市	堀越 一枝
四、	お二筆 おまり	埼玉県久喜市	早 川 栄 一
一六、四三三	二番ほか十三筆字小草原三百三十	埼玉県久喜市	橋本芳一
六、〇三〇	お四筆字小草原八百四番場玉県久喜市高柳	埼玉県久喜市	橋本武雄
八八八八八	お玉県久喜市島川場正の	埼玉県久喜市	奈良 那 之助
一、四三八	か六筆 字寺地九十五番ほ 寄玉県久喜市島川	埼玉県久喜市	中村仁市
三四一	番	埼玉県久喜市	鳥 海 寛
二、二四二	番一 写四十八	埼玉県久喜市	鳥 立 夫
七、六二八	番ほか三筆字島畑二百五十七	埼玉県久喜市	田中一郎

三 二 五		七番一ほか四筆字加胡前三百八十町大字鳥羽井新田町大字鳥羽井新田	町寄玉県比企郡川島	倉浪 永吉
三、		か三筆の大字上小見野字の大字上小見野字のである。	町埼玉県比企郡川島	神田清
六、	_	十筆 場外四番町千六百 七十五番一ほか二 ではか二	町、埼玉県比企郡川島	株式会社沼田フ
五、		か六筆を町大字下八ツ林字町大字下八ツ林字	断玉県比企郡川島	場 株式会社内野農
五、		ニほか五筆 ・ 大字下八ツ林字 ・ 大字下八ツ林字	断玉県比企郡川島	小髙秀明
		町百四十四番一町大字松永字新堀埼玉県比企郡川島	町寄玉県比企郡川島	大室昭雄
		十三番	町寄玉県比企郡川島	大内 利一
四、六七九		ほか四筆 蔵五百八十二番一 町大字中山字六地	町	浅見 哲也
一、五六九		十七番一ほか三筆笹山字野方五百七	埼玉県蓮田市	常限会社 篠山
三、		十六番ほか四筆黒浜字谷原二百三特玉県蓮田市大字	埼玉県蓮田市	ーンファーム 式会社彩野グリ 農業生産法人株
三、		一ほか二筆字島畑二百七十番 埼玉県久喜市島川	埼玉県久喜市	横田忠雄

木村	木 村	井 上	野 澤	遠 山	滝 瀬	染 谷	鈴 木	鈴 木	杉山	駒林
豊	修	良夫	光 雄	勝元	節 雄	勇 一	晴三	孝 市	進	八 平
町埼玉県児玉郡神川	断玉県児玉郡神川	群馬県高崎市	町野比企郡川島	斯 医果比企郡川島	断 医 果 比 企 郡 川 島	断	断玉県比企郡川島	断玉県比企郡川島	町、お田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	哲
根倉千九百十八番町大字新里字下羽埼玉県児玉郡神川	番角千八百七十五町大字新里字下羽埼玉県児玉郡神川	三百七十四番一町大字関口字川原埼玉県児玉郡神川	か三筆町大字正直字土腐断を上り上の番ーは	か三筆が三年とお字裏谷が三集比企郡川島	番一ほか二筆 八反町六百九十六 町大字上小見野字	番一ほか五筆 水深町七百七十三町大字上小見野字 場上の見野字	ほか一筆 八反町七百二十番 町大字上小見野字 場玉県比企郡川島	番ほか一筆 八反町七百二十二 町大字上小見野字	一ほか五筆 八反町七百十五番 町大字上小見野字 埼玉県比企郡川島	町百七十一番町大字谷中字重代時玉県比企郡川島
一、〇四〇	七 四 三	三、一一五	三、五一四	三、八五七	二、八四三	五、五八六	一、九八二	一、九八二		九 九 一

一、八三四	田ほか二筆 戸町大字堤根字鷺 埼玉県北 葛 飾郡杉	戸町 埼玉県北 葛 飾郡杉	栗田昭一
八 五、	九番ほか七十五筆戸町大字大塚四十埼玉県北葛飾郡杉	戸町 埼玉県北 葛 飾郡杉	川島曻
八〇、三七〇	二筆 十九番一ほか九十 戸町大字北蓮沼千 戸町大字北蓮沼千	戸町 場飾郡杉	キライス ギライス
三五、二七六	八筆 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	埼玉県加須市	株式会社誠農社
二〇、六七〇	筆 番ーほか三十二 ア町大字堤根字池 ラボスタ 地帯 が 三十二 が また いっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい	戸町 埼玉県北 葛 飾郡杉	大作保
六、四九七	七番ほか十一筆 ノ房三千三百七十 ア町大字堤根字池 埼玉県北葛飾郡杉	戸町 埼玉県北 葛 飾郡杉	大作浩一
九、六九八	番ほか十筆 田二千八百二十四 戸町大字堤根字鷺 が玉県北島飾郡杉	埼玉県春日部市	内田清美
五、 九	八十七番ほか六筆 佐内新田裏千八百 戸町大字下高野字 小高野字	代町場南埼玉郡宮	石橋 英二
	筆 寺百五番一ほか一 町大字植竹字永正 が玉県児玉郡神川	断场玉県児玉郡神川	堀越祐一
	五百七十三番町大字関口字横手埼玉県児玉郡神川	町埼玉県児玉郡神川	社報徳石産株式会
八、 二 五	か七筆 根倉千九百七番ほ 財大字新里字下羽 では では では では では では では では では では	町 埼玉県児玉郡神川	中井健一

一〇、五五三	はか十筆田二千八百十八番田二千八百十八番	戸町 埼玉県北 葛 飾郡杉	山本 隆雄	山
五、 — ○ ○	記書か七筆三百二十一野字番番	戸町 埼玉県北 葛 飾郡杉	会社・大変の対象である。	会 丸
一五、三六二	四十番ほか二十筆 佐内新田裏千九百 戸町大字下高野字	戸町 埼玉県北 葛 飾郡杉	幸雄	間宮
三二、一七八	八筆 左内新田裏千八百 左内新田裏千八百 を内新田裏千八百	戸町 埼玉県北 葛 飾郡杉	精治	増
四、七二五	か四筆 三千九十四番 丁大字堤根字玉県北葛飾郡	戸町 埼玉県北 葛 飾郡杉	田一郎	舟
九 四 四	番ほか五筆 字弁財天百七十四 戸町大字佐左エ門	戸町 埼玉県北 葛 飾郡杉	修夫	福
二、〇九七	三十六番ほか三筆 佐内新田裏千九百 声町大字下高野字	戸町 埼玉県北 葛 飾郡杉	橋 司	高橋
一二、〇九一	九番ほか十一筆 / 房三千二百九十 戸町大字堤根字池	戸町 埼玉県北 葛 飾郡杉	野昭彦	高野
一 二、 五 五	十番ほか五筆 戸町大字堤根百二 埼玉県北 葛 飾郡杉	戸町 埼玉県北 葛 飾郡杉	勇	髙﨑
一二、九三八	か五筆 字弁財天四十番ほ 字弁財天四十番ほ 水 島飾郡杉	戸町 埼玉県北 葛 飾郡杉	誠寿	鈴 木
二二、〇四〇	一ほか二十三筆 戸町大字堤根字鷺 戸町大字堤根字鷺	戸町 埼玉県北 葛 飾郡杉	石 守 利	白 石

平成三十年十一月二十日申請年月日

 \equiv 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

兀 縦覧期間

意見書の提出先平成三十年十一月三十日から平成三十年十二月十四日まで

五.

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

埼玉県告示第千二百五十六号

第十四条第三項の規定により公示する。 \mathcal{O} で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である朝霞市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

平成三十年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清

司

一測量計画機関

三 朝 霞 市

二作業種類

公共測量 (都市計画図修正)

三 作業地域

朝霞市全域

四 作業期間

平成三十年十一月十六日から平成三十一年三月二十五日まで

埼玉県告示第千二百五十七号

法第十四条第三項の規定により公示する。 たので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同 測量計画機関である鶴ヶ島市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受け

平成三十年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一測量計画機関

二作業種類

鶴ヶ島市

公共測量 (航空写真撮影)

三 作業地域

鶴ヶ島市全域

作業期間

兀

平成三十年十二月八日から平成三十一年三月三十一日まで

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成三十年十一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

平成三十年十一月三十日

÷

道路の種類

県 道

線

青山熊谷線

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

三 道路の区域

新	旧 新 別
番地先まで 電地先まで 悪松山市大字岡字川幡一○二九	区間
一〇・六四~六〇・三七	(メートル) 敷地の幅員
一二七二 • ○ ○	(メートル)延長
七号と重複一般国道四百	備考

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、 平成三十年十一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

一 道路の種類 一般国道

三 道路の区域

線

四百七号

新	III	旧 新 別
番地先まで	七四番一地先から東松山市大字岡字下原一一	圖
一〇・七七~四〇・〇四	一〇・六〇~一五・〇二	(メートル) 敷地の幅員
三 C 五 · C C	(メートル) 延長	
道路改築工事		備考

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十五号告 一宗

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

その関係図面は、 平成三十年十一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所におい て一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 Щ 田 隆 弘

道路の 種類 県道

線 名 胄山熊谷線

三 道路の区域

旧新別区間	
別	
区	
(メートル) 敷地の幅員	
(メートル) 長	
備考	

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第四号の規定によ

り、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年十一月三十日

川越建築安全センター所長 高 橋 浩 行

	第九号	指定番号
第 第 一 項	建築基準法	道路の種類
十一月十五日	平成三十年	指定の年月日
九、七百十七—十一 七百八—一、七百八—十、七百九—一、七百九— 五、七百十六—四、七百十六—四、七百十六—五、七百十十二十三、七百十七—十二、七百十七—十二、七百十九—一、七百四—三、七百四—三、七百四—四、七百八—一、七百十八—一、七百十八—一、七百十八—一、七百十八—一、七百十八—一、七百十八—一、七百十八—一、七百十十—四、七百十十—五、七百十八—一、七百十十—五、七百十八—一、七百十十—五、七百十八—一、七百十十—五、七百十八—一、七百十十—五、七百十八—一、七百十十—五、七百十八—一、七百十十—五、七百十八—一、七百十十—五、七百十八—一、七百十十—五、七百十八—一、七百十十—五、七百十八—一、七百十十—五、七百十八—一、七百十十—五、七百十八—一、七百十十—五、七百十八—一、七百十十—五、七百十八—一、七百十十—五、七百十十—三十三0各先	埼玉県入間市扇台三丁目七百十九—七、七百八—	指定に係る道路の位置
	百二十・五	(単位メートル) 道路の延長 長のほる
	九・〇	(単位メートル) 指定に係る

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第四号の規定によ

り、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年十一月三十日

川越建築安全センター所長 高 橋 浩 行

		第 八 号	指定番号
		第四十二条	道路の種類
		十一月十五日	指定の年月日
―二、千七十二―一の各先五十二―一の各一部、千五十二―二、子七十一五十二―一の各一部、千五十二―二及び千四十歩玉県飯能市大字岩沢千四十九―三、―四、千	「 大百二十四——、六百二十五、六百二十八 十四——の各一部及び五百九十七、五百九十八 十四——の各一部及び五百九十七、五百九十八 十四——の各一部及び五百九十七、五百九十八 六一、六百二十四——、六百二十五、六百二十 六一、六百二十七—三、一九、一十、一十一、 六百二十八、六百三十二—五、一十六、一十七、 六百二十八、六百三十二—五、一十六、一十七、 六百三十四——、一二の各先	埼玉県飯能市大字岩沢五百九十八―一、―四、	指定に係る道路の位置
十八・三	百十三・六	八 七 · 一	(単位メートル) 指 定 に 係 る
六 · ○	五 · ○	•	(単位メートル) 道路の幅員

				
			第八号	指定番号
			第四年二条建築基準法	道路の種類
			十一月十五日	指定の年月日
六―一、―三の各一部及び九百六十三―七の先―五、―六、―七、九百六十四―一、九百六十明―一、九百六十	九百六十五―二の各先―三の各一部及び九百二十七、九百六十四―一、―二、九百六十六―一、―一、九百六十五―一、―二、九百六十四―一、埼玉県飯能市大字岩沢九百二十七、九百六十四	七百九―一、―二の各先―二の各一部及び六百八十六―三、七百五―一、埼玉県飯能市大字岩沢七百五―一、七百九―一、	―二、―三、七百三―一、七百五―一の各先―一、七百五―一の各一部及び六百八十六―一、埼玉県飯能市大字岩沢六百八十六―三、七百三	指定に係る道路の位置
五十三・八	十九・三	二十八・七	二十八・五	(単位メートル) 道路の延長
十六・〇	六 〇	五 · ○	()	(単位メートル) 指定に係る

		第 八 号	指定番号
		第四年二条四十二条	道路の種類
		十一月十五日	指定の年月日
特玉県飯能市大字岩沢八百三十一十六、一十 一十、一十一、一十二、一十三、八百三十七一三、 一十、一十一、一十二、一十三、八百三十八一 三、一五、一六の各一部及び八百三十七一三、 一五、一六、一十、八百三十八一三、一五、一六、 六の各先	一二十、一二十七、一二十九の各一部 埼玉県飯能市大字岩沢八百三十一—一、—一六、	埼玉県飯能市大字岩沢九百六十二―二、九百六十六―二、九百六十四―二、九百六十八―二、九百六十三―二、九百六十二―二、九百六十二―二、九百六十二―二、九百六十二―二、九百六十二―二、九百六十六―二、九百六十二―二、九百六十六―二、九百六十六―二、九百六十六―二、九百六十六―二、九百六十六―二、九百六十六―二、九百六十二―二、九百六十二―二、九百六十二―二、九百六十二―二、九百六十三―二、九百六十三―二、九百六十三―二、九百六十三―二、九百六十三十三、九百六十二十二、九百六十二十二、九百六十二十三、九百六十二十二、九百六十三十二、九百六十二十二、九百六十二十二、九百六十二十二、九百六十二十二、九百六十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	指定に係る道路の位置
= + - - =	二十七・一	五 十 七 · 二	(単位メートル) 道路の延長 で係る
十六・〇	О	五 · ○	(単位メートル) 指 定 に 係 る

埼玉県川越建築安全センタ―所長告示第四十七号

り、 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第四号の規定によ 平成十三年六月二十一日第十四号で指定した道路を次のとおり取り消した。

平成三十年十一月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 高 橋 浩 行

第八号	取 消 番 号
第 建 第 四 年 項 十 基 四 十 二 第 四 条 法	係る道路の種類指定の取消しに
平成三十十一月十五日	年 月 日指定の取消しの
埼玉県飯能市大字岩沢八百三十七一三、一五、 一六、一十、一十一、一十二、一十三、八百三 十八一三、一五、一六の各一部及び八百三十七 一三、一五、一六の各先 五、一六の各先	指定の取消しに係る道路の位置
_	(単位メートル)係る道路の延長指定の取消しに
+ - •	(単位メートル)係る道路の幅員指定の取消しに

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十八号告 ポープ

認定したので、次のとおり公告する。建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定により

平成三十年十一月三十日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

	第一号	認定番号
	平成三十年十一月二十二日	認定年月日
一外百六十六筆	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字向田三百六十八番	対 象 区 域
	埼玉県熊谷建築安全センター内	する場所公告に係る対象区域等を縦覧に供

埼玉県流域下水道事業告示第十号告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 次のとおり

一般競争入札に付する。

平成三十年十一月三十日

埼玉県下水道事業管理者 粟生田 邦 夫

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県荒川左岸南部流域下水道三崎中継ポンプ場ほか18施設で使用する電気 予定使用電力量10,902,164キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成31年3月1日(金)から平成32年2月29日(土)まで

(4) 需要場所

埼玉県荒川左岸南部流域下水道三崎中継ポンプ場ほか18施設

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)及び予定使用電力量に対する単価(電力量料金単価)を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成28年埼玉県告示第999 号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立 てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定によ る再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第 41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生 手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領(平成22年4月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県下水道局の契約に係る 暴力団排除措置要綱(平成22年4月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受 けていない者であること。
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 入札説明書の様式2の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (8) 契約の締結日に関わらず、平成28年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国又は地方公共団体との契約により、1年間に7,700,000キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。
- (9) 直近2箇年の連結経常利益が赤字でない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目13番3号

埼玉県下水道局下水道事業課 計画・管理・エネルギー担当

電話番号:048-830-5448 FAX:048-830-4884

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

- (3) 入札書受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

平成31年1月8日(火)午前9時から平成31年1月10日(木)午後5時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

平成31年1月8日(火)午前9時から平成31年1月10日(木)午後3時まで

なお、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県下水道局下水道事業課 平成31年1月11日(金)午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県流域下水道事業財務規程(平成22年3月31日流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。)第171条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第153条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 入札説明書に示す方法で平成30年12月7日(金)午後3時までに提出し、競争 入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提 出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

- ウ 財務規程第176条又は埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める規程(平成22年3月31日流域下水道事業管理規程第3号) 第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第173条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年12月5日(水)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を 受注者に支払うものとする。

10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書(案)による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Electricity for the Pump Station Connecting Misaki and Arakawa Sagan Nanbu District Sewage Lines and 18 Other Facilities. (Estimated Power Usage of 10, 902, 164 Kilowatt Hours)

- (2) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System:

 From 9 a.m. on January 8, 2019 (Tuesday) until 5 p.m. on January 10, 2019

 (Thursday)
- (3) Submission Period for Bids in Person or by Registered Mail:
 From 9 a.m. on January 8, 2019 (Tuesday) until 3 p.m. on January 10, 2019
 (Thursday)
- (4) Contact Information

Planning, Management, and Energy Group

Sewage Works Division

Public Sewage Works Bureau

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-13-3, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

TEL: 048-830-5448 FAX: 048-830-4884